(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
由利本荘市岩城内道川字内道川八四番一から同市岩城内道川字烏森一八番一まで	前	二〇・五四～四一・〇九メートル	〇・一六八キロメートル
	後	一七・三八～二七・八八メートル	〇・一六八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
多賀城市中央三丁目二八六番一から同市伝上山一丁目三一八番一まで	前	二二・〇〇～二八・九五メートル	〇・一九四キロメートル
	後	二二・〇〇～二八・九五メートル	〇・一九四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　多賀城市中央三丁目二八六番一から同市伝上山一丁目三一八番一まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月十四日

○関東地方整備局告示第三百九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十四日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
深谷市西田字本地一三番一から埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原字御陣場二七七二番一まで	前	A 九・九〇～六一・九五メートル	一一・一四〇キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 〇・〇〇～二三七・四一	一〇・〇八	
	後	A 九・九〇～六一・九五メートル	一一・一四〇キロメートル	
		B 〇・〇〇～二三七・四一	一〇・〇八	
		C 〇・〇〇～一〇五・七四	一〇・〇八四	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十四日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
富津市萩生字熊ノ前一一八三番から同市萩生字高磯一一七三番三まで	前	九・五〇～一四・五〇メートル	〇・〇八八キロメートル
	後	一二・九七～三二・七五メートル	〇・〇八八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第三百九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十四日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
茨城県猿島郡境町大字山崎字水操前三二八番一から坂東市富田字北原一四〇八番一まで	前	五二・二〇～八七・二四メートル	六・七八〇キロメートル
	後	四五・一九～六七・〇三メートル	六・七八〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第三百九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十四日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百六十八号　茨城県猿島郡境町大字山崎字水操前三二八番一から坂東市富田字北原一四〇八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月十四日

○九州地方整備局告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十四日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

一　施行者の名称　長崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年九州地方整備局告示第二百二号島原都市計画道路事業三・四・八号新山本町線

三　事業施行期間　自平成二十六年九月三十日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十六年九州地方整備局告示第二百二号の事業地のうち長崎県島原市上の原一丁目、上の原二丁目、上の原三丁目、萩原三丁目及び萩が丘二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし